

《 船員社会ニュース 》

◆ **IBF中央交渉妥結**  
**IBF（国際労使交渉フォーラム）協約の役割②**

国際局長 池谷義之

非居住特別組合員の  
労働条件・環境改善と福利厚生・教育訓練の拡充に向け！！

日本商船隊のFOC船（便宜置籍船：Flag of Convenience 船）に乗り組む、  
外国人船員（非居住特別組合員）の賃金を決定する交渉が9月1日（水）から9月  
3日（金）の間に開催された

【IBF協約とは】①

IBFとは国際交渉フォーラム（International Bargaining forum）の頭文字を  
とった略称であり、FOC船（便宜置籍船：Flag of Convenience船）に乗り組む  
船員の賃金や労働諸条件などを決定する国際労使交渉の場となっている。

船員側は本組合をはじめとするITF加盟船員・港湾組合およびITF書記局で  
構成される労働側交渉団を結成し、使用者側は日本の船員雇用者団体である  
IMMAJ、欧州の船員雇用者団体であるIMEC、単社で参加しているEver  
Green、韓国の船員雇用者団体であるKSAなどで構成されるJNG（合同交渉団：  
Joint Negotiation Group）を結成し交渉を行う。

その交渉で合意された協約がIBF協約とされ、ITF（International Transport  
Workers Federation）の承認協約の1つとなっている。

**ITF承認協約には**

- ① ITF標準協約
  - ② ITF-TCC（Total Crew Cost\*1）協約
  - ③ IBF協約
  - ④クルーズ船協約
  - ⑤オフショア協約
- などがあり、それぞれ決定のメカニズムが異なる。

**\*1 Total Crew Cost**

職員10名・部員13名の23名で構成されるモデル船を設定し1隻当たりの賃金総額を決定する手法で、TCC協約では  
AB船員の基本給、OS船員の最賃レベル、職部員の賃金比率、賃金基金の配分比率など細かく規定されている。かつ  
ては（2003年以前）、FOC籍の一般商船に乗り組む外国人船員に適用される協約は、ITF-TCC協約が主流で  
（ITF標準協約は無協約船がITFインスペクターの査察などを受けた際に罰則的に適用される協約で、ITF承認  
協約の中で最も高い賃金水準となっている）、ITF-TCC協約はITFに加盟する船員組合・港湾組合で構成される

F P C（公正慣行委員会：Fair practice Committee）という機関会議で賃金水準が論議され、船主側の代表として欧州の船員雇用者団体（IMEC：International Maritime Employer' Council）との協議が行われ、ITF-Uniform TCC（ITF統一船員賃金）が決定されていた

ITF - Uniform TCC（ITF統一船員賃金）の決定を受け、各地域における地域交渉が行われ、各ITF船員加盟組合が各国・各地域・各会社と賃金交渉を行っていた。  
なお、日本では、TCC協約時代から現在のIBF協約においても、船員を代表する全日本海員組合（JSU）と国際船員労務協会（IMMAJ\*2）が地域交渉を行っている。

\*2 IMMAJ 旧名称（2004年まで） 国際船員協会

「海員だより」